

市長が議会での議員発言に言及、議会に対応求める

問われる二元代表制、議会制民主主義

議会での議員の発言は保障されるべき

市長・副市長が議員の一般質問に対して「議会としての対応を求める」。9月議会閉会日に市長が挨拶のなかで述べた異例発言は、議会制民主主義、二元代表制に関わる重大問題です。日本共産党甲賀市議員団は10月15日、議長・議会運営委員会委員長に対応を申し入れました。

今回の市長の言動（左の囲み）は、二元代表制の根幹にかかわる重大な問題です。議会での議員の発言は行政監視、チェック機能を果たすうえで保障されなければなりません。

問題とされる発言は9月12日、鵜飼勲議員の一般質問での発言。市長・副市長は、当日議会終了後に議会運営委員長に、「議会として、議員としてどうとらえるか」と、議会に対応を求めたことは議会への介入そのものです。

発言に対しては議場で対応すべきです。市長が閉会挨拶で述べられたような点が懸念されるのであれば、むしろ市長か副市長が担当職員に代わって答弁するなどの対応はできずはなりません。

なお、これに関連して小河文人議員が発行した10月20日付のニュースでは、市長の閉会挨拶記事で「職員に対する議員の行為は許しがたい行為であり再三議会に要請したにも関わらず」となっていますが、同じ志誠会からの審査請求の添付文書は左の囲みのとおりです…。

9月議会の市長閉会あいさつ 抜粋 (政治倫理基準等違反審査請求書の添付書類から) …略…

さて、今議会における一般質問におきまして、職員に対しまして法に抵触しかねない答弁を求めるような質問が再三ございました。緊張感がある議場において職員が混乱をし、地方公務員法違反に当たる答弁をしていたとすれば、一人の職員の公務員人生が終わっていたかもしれません。

そうした理由から、質問が終わり次第、即刻申し入れを行いました。議会として何の対応も頂けなかったことに大変残念に思っている次第であります。これまで議会の皆様に対して徹底的に丁寧な答弁を心掛けるよう折にふれ職員に指示をだしてまいりました。今後、どのような指示を行えばよいのか、議会にどのような姿勢で臨めばよいのか、正直、まだ私自身が答えが見つからない状態でもございます。

主な経過

- 9/12 鵜飼議員が一般質問
本会議終了直後に、市長・副市長が谷永議運委員長に、鵜飼議員の一般質問に対し、議会としての対応を求める。
- 9/13 議会運営委員会
9/13の会議でこのことが諮られた。委員長からは、市長からの申し出があったことの報告はなかった。会議の結果、議運としての対応はなし。
- 10/3 本会議最終日
本会議最終日の昼休みに、谷永議運委員長が副市長に「政治倫理審査会はない。議会としては対応しない」と伝えた。
市長の閉会挨拶（上記抜粋）
- 10/4 谷永議運委員長が、市長に審査会を開かないと伝える。
政治倫理基準等違反で鵜飼勲議員を対象に議長に議員3人が審査請求書提出。
- 10/8 議会運営委員会で議長から審査請求書が提出されたことの報告。
小西議員が、市長閉会挨拶に対する議会の対応を議長、議運委員長に求める。
- 10/15 党議員団として、議長・議運委員長に申し入れ。

政治倫理基準等違反で鵜飼勲議員対象に 議長に審査請求書提出

森田久生（審査請求代表・志誠会）・白坂萬里子（公明党）・戎脇浩（志誠会）の3議員

今回の審査請求は、鵜飼勲議員の6月議会本会議での質疑、9月議会での一般質問（市長閉会挨拶と同内容）、4月の開票事務調査特別委員会での発言の3件が対象です。

審査請求の根拠は、第3条、政治倫理基準等の遵守の第8項「前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」をあげています。この「前各号に掲げるもののほか」というのは議員の政治活動、発言を制限するものであってはならないことは当然です。

今回の審査請求は、いずれも鵜飼議員に問題点の指摘や改善を求めることもなく、議長や議会運営委員長に問題提起もしなかったにもかかわらず、突然の審査請求となっています。今回の審査請求は最も保障されるべき議員の発言の制約にもつながりかねません。政治倫理基準等違反の審査請求に該当しないといえます。

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2019年 10月 27日 第282号



山岡 光広
甲南町森尻 16
Tel 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
Tel 83-0765
Fax 83-0765



岡田 重美
土山町南土山甲 78-15
Tel 66-0696
Fax 66-0696